## 1920 年代台湾における中等・高等教育と地域社会 一一南部における学校設立運動に着目して

藤井康子

## はじめに

本研究は、1920年代台湾における中等・高等教育機関の設立・改廃の様相を、地域社会の支持基盤という問題を軸として考察することを目的とする。

1920年、日本統治下の台湾で地方制度が改正された。これにより台北・新竹・台中・台南・高雄の5州と台東・花蓮港の2庁からなる5州2庁制が成立し、その下に3市・263街庄が置かれた。従前の12庁制(1909~20年)下では地方庁に財政上の自主権はなく、参事という任命制の諮問機関もほぼ形骸化していた。これに対し新たに設置された5州には地方税の執行に対する権限が台湾総督から部分的に委譲され、参事にかわり設置された協議会で地方財政に関する事項が諮問されるようになった。協議会員は民選ではなく官選という制約はあったものの、この改正により多少なりとも地方「自治」が進展したのである。

地方制度改正から2年後の1922年には、第2次台湾教育令が制定された。同令は、台湾人向けの学校制度を体系化した第1次台湾教育令(1919年)の内容を一部変更し、中等以上の学校における日・台人共学(以下、共学制)を認めるものであった。

上述の改正は、台湾の地域社会に次のような変化をもたらした。

1920年の地方制度改正後、協議会などを通じて地方行政の場に日・台の民間人が参画できるようになり、これ以降一部の地域からは、総督府や州当局に対し地元振興に関する請願や陳情がなされるようになった。加えて1922年の共学制施行が、地域利害を刺激し、中等以上の学校をめぐり地域間対立を誘発する構造を形成した。こうした状況は、1920年代から30年代にかけて植民地支配の一定の「安定」に伴い徐々に都市化が進行し、中間層を中心に進学熱が高まる傾向が見られ始めるという社会変容と呼応していた。都市化や教育の大衆化といった、一般に近代化に伴って生じると考えられている社会変容は、植民地支配という状況と複雑に絡み合いながら進行したと考えられる。こうした社会変容のあり方を明らかにするには、地域社会において中等・高等教育機関の支持基盤がどのよう

<sup>1</sup> 本研究は、2011 年に京都大学大学院教育学研究科に提出した博士論文『1920 年代台湾における中等・高等教育と地域社会』の研究成果に基づくものである。個々の事例の詳細については、藤井康子「1920 年代台湾における台南高等商業学校設立運動」(『日本の教育史学』第48集、2005年)、同「1920年代台湾における地方有力者の政治参加の一形態」(『日本台湾学会報』第9号、2007年)、同「1920年代台湾における高雄州設置と中等学校誘致問題」(『日本台湾学会報』第12号、2010年)を参照のこと。

に存在したのか、その存在形態が民族や地域によりどのように異なったのかを検討する必要がある。

これまでに、植民地台湾に設置された中等学校については、公立台中中学校に関する若林正丈の研究や台南長老教中学に関する駒込武の研究などがあり、高等教育機関については台北帝国大学をめぐる所澤潤の研究などがある。いずれも個別の学校に関わる研究として意義があるが、学校と地域社会との関わりという視点は弱い。また、植民地下の民間人については、日本人と台湾人は明確に区別され、別個に研究成果が蓄積される傾向が強かった。こうした状況を踏まえて本研究は、学校をめぐる日・台人の関係を、時に協力しながらも絶えず葛藤をはらんだ、よりダイナミックな局面において把握することを目指したい。なお、本研究では、学校と地域社会との関わりを捉えるために、学校の支持基盤の社会階層を明確化することに留意したい。この場合の支持基盤とは、①子どもを中学校に入学させた人々、②総督府や州当局に対して中等・高等教育機関の設置を要求した人々をいう。本研究では、中学校生徒の親の職業を全島的に把握する際は国勢調査に基づいて量的規模を明らかにし、学校設立運動の有志については個々の職業に即して新・旧中間層という概念を用いて分析する。

日本教育史研究において、戦前における中学校の大衆化を後押ししたのは、主に都市部在住の新中間層であったことが定説化されている。なかでも中学校「入学者の比率の高」かったのは、「商業」・「公務及自由業」・「其ノ他ノ有業者」・「無業」(収入二依ル者)の4業種であることが、国勢調査を用いた米田俊彦の研究により明らかにされている。他方、台湾教育史研究においては、中学校を支える台湾人側の基盤として、「土着地主資産階級」などの概念が用いられてきた。これは植民地下の社会の固有性や独自性を重視したためであるが、反面、日本を対象とした研究と議論の接点がないばかりか、日・台人双方に関わる問題を統一的に捉えることも困難であるという問題があった。本研究では、より汎用性のある新・旧中間層という概念や国勢調査上の職業分類を用いて、台湾における経験を同時代の日本内地と比較可能にするための基礎的作業を行いたい。また、こうした作業を通じてこそ、逆に台湾の「植民地性」を明らかにすることができると思われる。

一般的に、新中間層とは俸給生活者を総称し、旧中間層とはわずかでも生産手段となる 資本を有する商店主や自作農などを指す。一口に新・旧中間層といっても、学歴や所有す

<sup>2</sup> 若林正丈「総督政治と台湾土着地主資産階級」(『アジア研究』第 29 巻第 4 号、1983 年 1 月)、駒込武「台南長老教中学神社参拝問題」(『思想』915 号、2000 年 9 月)、所澤潤「専門学校卒業者と台北帝国大学」(『年報近代日本研究』19、山川出版社、1997 年)など。

<sup>3</sup> 在台日本人関連の研究としては、波形昭一「台湾における経済団体の形成と商業会議所設立問題」波 形昭一編著『近代アジアの日本人経済団体』(同文館、1997年)など。台湾人については、陳文松『植 民地支配と「青年」』(東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士論文、2008年)など。

<sup>4</sup> 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 5 学校教育(3)』(国立教育研究所、1974年)205頁。

<sup>5</sup> 米田俊彦「両大戦間期における中等教育の実相」(『日本教育史研究』第10号、1991年)32頁。

<sup>6 「</sup>土着地主資産階級」とは、若林正丈「総督政治と台湾土着地主資産階級」(註釈 2) で用いられた概念であり、日本統治下で武力や特権を奪われたかわりに一定の経済的保証を受け、資産や対日協力の度合いに応じてさまざまな特権を付与された漢族系住民中の大地主や科挙タイトル保持者などをいう。

る資本の多寡などに応じて各々の社会的性格は異なる。だが本研究ではそうした差異にはこだわらず、子どもを上級学校に通わせることができる経済的ポテンシャルを持った人々の象徴として、新・旧中間層という概念を用いたい。また、彼らの存在形態に着目するなら、居住地域の地理的条件がその職業分布に投影されたと考えられる。本研究では、各地域の新・旧中間層の存在形態の差異を浮き彫りにしたい。

考察対象は南部の諸都市である。南部とは、1920年代当時、台南・高雄両州に管轄された地域であり、台南州嘉義街・台南市、高雄州高雄街・鳳山街・屏東街などが代表的な都市といえる。これらの地域は、日本人が集住する「島都」台北市と台湾人の人口が圧倒的に多数を占める村落部との中間に位置し、日・台人の多様な協力関係や葛藤が顕在化しやすかった。その前提を準備したのが1920年の地方制度改正であった。同改正により、嘉義街や屏東街が地方庁所在地の地位から降格し、反対に、それまで地方庁所在地ではなかった打狗が高雄街と改称されて高雄州の「州都」となった。旧都の没落と新興都市の勃興というドラスティックな行政区画の再編は、地域振興策として学校設立運動などを惹起しやすい土壌を形成したと思われる。

## 1 中等学校大衆化の萌芽

台湾の教育状況は、共学制施行前と後とでどのように変化したのか。以下、中学校に焦点を当てて述べる。

第1次台湾教育令が制定された1919年当時、中学校およびそれに相当する学校として日本人向けには総督府台北中学校と総督府台南中学校、台湾人向けには公立台中高等普通学校(1915年に台湾人対象に設置された公立台中中学校の後身)があった。日本人向けの学校は日本内地の「中学校令」に準拠して5年制であったが、台湾人向けは4年制であった。当時は対象別に学校経費の出所も異なった。日本人向けの学校は「総督府」立、台湾人向けは「公立」とされたが、これは前者が国庫支弁、後者が地方税支弁によったことを意味する。

1921年、中等学校は対象の別なく所在地管轄州に移管された。1920年の5州2庁制導入に伴い施行された地方税制度が、5州で地方費区を撤廃し、中等学校経費を州財政から負担させることを規定したためである。中等学校の「州立」化は、対象別に異なった学校経費の出所を統一し、中等学校増加の前提となった。

1922年、第2次台湾教育令により共学制が実施されると、中学校は台北・台中・台南

<sup>7</sup> 本研究でいう地域とは、1920年の地方制度改正により「州都」に選定された地方都市、および旧庁制下では「庁都」であったが「州都」にはなり得なかった地方都市を指す。

<sup>8 1919</sup> 年当時、地方税制度として地方費区が導入されていた。それは、1902 年制定の「台湾地方税規則中改正」(律令第4号)に基づき、庁長により賦課・徴収された地方税を総督が三つの地方費区(第2地方費区が台東・花蓮港、第3が澎湖、残りはすべて第1)に分けて管理・編成するというシステムであった。当時の地方税とは、総督が地方事務を処理する名目で強制的に徴収した租税と考えるのが妥当であった。